

件名

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

○ 金 融 庁
経済産業省 告示第 号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）
内閣府
経済産業省

）第八十三条第一項第五号ニ及び第八十四条第三号ハの規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるそ

の標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に
二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対
象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、
これを加える。

略 出 溜

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第三十一面) 略〕

(第三十二面)

(単位：百万円)

G S I B 1 : G - S I B 選定指標

国際様式 の該当番 号	当期末	前期末
〔略〕		

7

信託財産及びこれに類する資産の残
高

7

信託財産及びこれに類する資産の残
高

8

決済システムを通じた決済の年間の
合計額

8

決済システムを通じた決済の年間の
合計額

9

代替可能性／
金融インフラ

9

代替可能性／
金融インフラ

10

債券及び株式に係る引受けの年間の
合計額

10

債券及び株式に係る引受けの年間の
合計額

11

トレーディング量の合計額

11

トレーディング量の合計額

12

〔略〕

12

〔略〕

13

〔略〕

13

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用す
る用語の例によるものとする。

- a 國際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）3 「規模 資産及び取引」に關
する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

略 出 滝

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第三十一面) 同左〕

(第三十二面)

(単位：百万円)

G S I B 1 : G - S I B 選定指標

国際様式 の該当番 号	当期末	前期末
〔同左〕		

(注)

〔同左〕

a [同左]

(1) [略]

(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引）をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。b及びcにおいて同じ。）又はSA—CCRで計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零ととする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

[〔3〕・〔4〕 略]

b 項番4「相互連関性 金融機関等向け与信に関する残高の合計額」の項には、金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取扱業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下b及びcにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。

[〔1〕～〔3〕 略]

(4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番11及びcにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式又はSA—CCRで計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

）

c 項番5「相互連関性 金融機関等に対する債務に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。

[〔1〕・〔2〕 略]

(1) [同左]

(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引）をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。b及びcにおいて同じ。）で計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

[〔3〕・〔4〕 同左]

b [同左]

[〔1〕～〔3〕 同左]

(4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番10及びcにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

[〔1〕・〔2〕 同左]

c [同左]

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に

係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・ジャーワード又はS-A-C-C-Rで計算したア

ドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘査することができるものとし

、零を上回らないものに限る。)

[d・e 略]

f 項番11 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。

g 項番13 「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券(いざれも流動性が高いと認められるものを除く。)の残高の合計額を記載すること。

h 項番3から項番6まで、項番11及び項番12においては、保険子会社(商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十九条第一項第三号又は第四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社をいう。)のエクスポート・ジャーワードの額を含めること。

i~k [略]

備考 株式会社の記載せば記入。

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に

係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・ジャーワードで計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘査することができるものとし、零を上回らないものに限る。)

[d・e 同左]

f 項番10 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。

g 項番12 「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券(いざれも流動性が高いと認められるものを除く。)の残高の合計額を記載すること。

[加える。]

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和四年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別紙様式第二号は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。